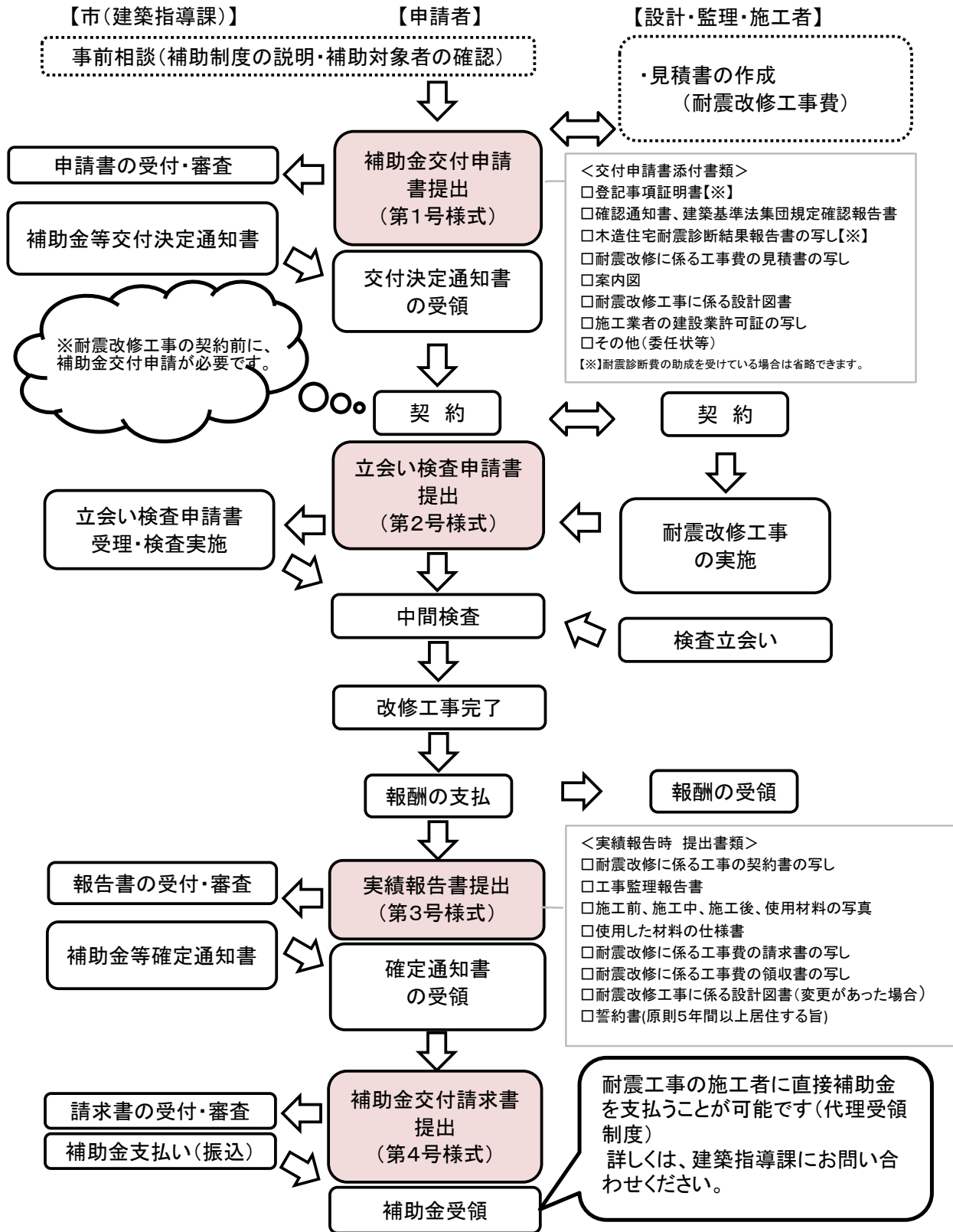


木造住宅耐震改修費補助事業の手続きの流れ



※二段階改修工事の二段階目の手続きについては、一段階目と同じ手続きの流れとなります。

住宅耐震改修工事に伴う固定資産税の減額の申告については、市役所資産税課が窓口となります。また、所得税の特別控除の申告については、千葉西税務署が窓口となります。上記の手続きの際、必要となる「住宅耐震改修証明書」等は、耐震補強設計を行った設計士または市役所建築指導課にて発行できます。